

新型コロナウイルス感染症による登園停止について

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、感染拡大を防ぐために登園を停止するように定められています。保育園においても学校に準じて対応しておりますことから、再登園するときは『治癒報告書』を提出してください。この報告書は、保護者に記入して頂くもので、医療機関に記入して頂くものではありません。

『治癒報告書』

年 月 日

めぐみの園保育園園長 宛

組 園児氏名

下記の通り、治癒または感染の恐れがなくなるために必要な期間が終了しましたので、報告します。

記

1、診断名 ▶ 新型コロナウイルス感染症

2、受診した医療機関名 及び 受診日

医療機関名 _____ 受診日 _____ 年 月 日

3、治癒の根拠

発症した後5日経過

※日にちを記入してください

発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目
/	/	/	/	/	/

解熱日(平熱に下がった日・軽快した日)後の経過

※日にちを記入してください

解熱日(軽快日)	解熱後1日目
/	/

【出席停止期間の基準】

- ▶ 新型コロナウイルス感染症…発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。無症状の感染者は、「検体を採取した日から5日を経過するまで」出席停止となります。

4、登園可能日

年 月 日

保護者氏名

印